

# 大学生の生活保護認めず

## 社保審部会が中間まとめ案

社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」は6日、「中間まとめ案」を大筋で了承し、部会長に取りまとめを一任しました。生活保護を利用しながら大学に進学することを認めない現行ルールに批判が高まるなか、中間まとめ案は見直しに踏み込みませんでした。

現行ルールは旧厚生省の1963年の通知に基づき、生活保護を利用しながら夜間学校を除く大学や短大、専門学校に通うことを認めていません。大学などに進学する子どもは

生活保護の対象から外れる「世帯分離」をしたうえで、自らアルバイトなどで学費や生活費を稼がねばなりません。子どもが世帯から抜けることで、もとの世帯も支給額が減額されます。

生活保護世帯の大学等への進学率は約4割と、一般世帯の半分にとどまります。中間まとめ案は、生活保護世帯の子どもの大学等への進学は「貧困の連鎖を断ち切り、子どもの自立を助長することにもつながる」としつつ、一般世帯にも奨学金やアルバイトで学費・生活費を賄っている学生がおおり、「一般世帯との均衡を考慮する必要がある」と主張。利用を認めれば「相当数の大学生等が保護の対象となる可能性がある」としました。